



訪問看護ステーション等建設予定地

旧鶏殿保育所を改修し、相談窓口と訪問サービスを兼ね備えた複合施設の整備を進めています。



防災ワークショップ 南海トラフへの備え

南海トラフ地震および津波から人的被害を最小限にすることを目的に防災ワークショップを開催。



「住んでみたい」「住んでよかった」とさらに実感する魅力あるまちづくり

※この所信表明は、令和6年3月1日開催の第1回町議会定例会での、令和6年大綱説明を紹介しています。



町政の基本方針と施策の大綱

南海トラフ地震への備え

南海トラフ地震の備えといたしまして、地区のみならずともワークショップを開催し、いただきまし様々な意見をもとに、津波による避難が想定されている鶏殿・井田・成川地区の主要避難路に、夜間停電時におきましても安全で迅速な避難を確保する蓄電池式避難誘導灯70基の整備を、令和5年度に引き続き、令和6年度におきましても実施してまいります。

また、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、近くの安全な高台への避難が困難と想定される鶏殿および井田地区に、津波避難タワーを令和6年度から整備してまいります。

新たな防災・減災対策といたしまして、地震に伴う通電火災を予防することを目的に、地震の揺れによってブレーカーが自動的に落ちる機器の購入にかかる費用のう

ち、3千円を上限に補助する「感震ブレーカー購入補助事業」を創設してまいります。

また、避難路整備につきましましては、引き続き町民のみなさまが安全・安心に避難できる環境整備を行うため、既存の「津波避難路ブロック塀等除却改修補助事業」につきましても、これまで費用の2分の1、上限10万円の補助を実施してまいりましたが、近年の人員費や物価高騰、ブロック塀撤去やその後の改修費用が高額になってまいりましたことから、令和6年度からは個人負担を少しでも軽減させるため、除却改修に要した費用の3分の2、上限20万円に拡充し、避難路に面する危険なブロック塀等の除却や改修のさらなる推進を図ってまいります。

超高齢化社会への対応

次に、人生100年時代の超高齢化社会における様々なニーズに対応するため、旧鶏

円に拡充し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、全ての保育所における業務のICT化を推進するため、「保育所業務支援システム」を導入し、児童の登降園管理・アプリによる欠席連絡・お知らせ一斉配信など、保護者がアプリ機能を使うことで、確実な連絡手段の確保や都合の良い時間での連絡ができ、保護者の負担軽減、および保育士の業務軽減につなげてまいります。

次に、小学校に入学する児童を持つひとり親家庭に対し、入学祝金として児童一人当たりこれまで5,000円を支給しておりましたが、令和6年度から30,000円に拡充し、当該家庭の経済的支援を図ってまいります。

また、町内に住民登録のある小・中学生や高校生を対象に、国際コミュニケーション英語能力テスト(TOEIC)、実用英語機能検定(英検)等の様々な検定料に対し、検定料の2分の1、年間上限4,000円

償還月から起算して60か月、申請年度中に支払った利子の2分の1以内の額、10万円を上限に融資利子に対して補給金を支給する「マイホーム取得資金利子補給金事業」を創設してまいります。

また、40歳未満の若者の定住促進を図るため、本年4月1日以降に転入・転居された方を対象に、町内の民間賃貸住宅の借上げにかかる月額家賃の2分の1、月額上限2万円、最長24か月にわたり助成する「若者応援民間賃貸住宅家賃助成事業」を創設し、「住まい」に関連した施策を一体的に展開・充実させ、人口減少問題に少しでも歯止めをかけてまいります。

子育て世代への支援

令和4年度から実施しております保育所・幼稚園・小中学校の「給食費の無償化」でありますが、昨今の物価高騰や社会情勢などを考慮し、令和5年度に引き続き、令和6年度におきましても無償化を継続して子育て世帯の経済的支援を図ってまいります。

殿保育所を改修し、町民のみならず命と健康に寄り添うための相談窓口と訪問サービスを兼ね備え、また、気軽に立ち寄り、集う場としてご利用いただける複合施設を整備してまいります。

現段階で検討している具体的な施設の機能といたしましては、在宅医療の要となる「町立訪問看護ステーション」、「地域医療研修センター」、「健康診断等を行う「母子保健施設」、「カフェスペース」や「調理実習室」などであり、町民のみならずまの保健・医療・福祉のさらなる充実を一体的に推進する地域包括ケアシステムを構築してまいります。

住まい施策

移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、鶏殿上野平地区にあります町有地につきまして、測量設計・造成に着手し、分譲を行ってまいります。

あわせて、町内に新築または中古住宅を取得した際に、本年4月1日以降に金融機関から取得資金の融資を受けた方に対し、最初の